

9 食料・農業・農村基本計画における麦の位置付け

令和2年3月31日に令和12年度を目標とする「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、小麦は108万トン、大麦・はだか麦は23万トンの生産努力目標が設定されています（表Ⅲ－11）。

表Ⅲ－11 麦の令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標

	食料消費の見通し				生産努力 目標 (万トン)		克服すべき課題
	1人・1年 当たり 消費量 (kg/人・年)		国内消費 仕向量 (万トン)				
	平成30 年度	令和12 年度	平成30 年度	令和12 年度	平成30 年度	令和12 年度	
小麦	32	31	651	579	76	108	○ 国内産小麦の需要拡大に向けた品質向上と安定供給 ○ 耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発導入の推進 ○ 団地化・ブロックローテーションの推進 排水対策の更なる強化やスマート農業の活用による生産性の向上 ○ ほ場条件に合わせて単収向上に取り組むことが可能な環境の整備
大麦・ はだ か麦	0.3	0.3	198	196	17	23	○ 国内産大麦・はだか麦の需要拡大に向けた品質向上と安定供給 ○ 耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発導入の推進 ○ 団地化・ブロックローテーションの推進 排水対策の更なる強化やスマート農業の活用による生産性の向上 ○ ほ場条件に合わせて単収向上に取り組むことが可能な環境の整備

資料：「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定）

注：1）国内消費仕向量には、飼料用等の食糧用以外の用途への仕向量を含む。

2）大麦・はだか麦の国内消費仕向量及び生産努力目標には、ビール大麦を含む。

IV 米粉に関する動向

1 生産動向

令和 3 年産の米粉用米の生産量は、需要量の増加に伴い4.2 万トンとなりました。令和 4 年産はこれをさらに上回り、過去最高の4.5万トンとなっています（表Ⅳ－1）。

2 需要動向

米粉用米の需要量は、平成29年度までは年間 2 万トン程度で推移していましたが、平成30年以降、「米粉の用途別基準」や「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」の運用が開始され、米粉を使用した製品の開発・製造等が進み、更に小麦等の国際的な穀物価格の高騰やウクライナ情勢等により米粉が注目されたこと等により、令和 4 年度は45千トンに増加する見込みです（表Ⅳ－2）。

今後の更なる需要拡大のため、米粉の特徴を活かした新商品の開発、需要の拡大に対応するための製造能力の強化、米粉専用品種の生産拡大に向けた取組を推進することとしています。

表Ⅳ－1 上位5県の米粉用米の生産量と作付面積の推移

(単位:千トン、千ha)

		30年産	元年産	2年産	3年産	4年産
新潟県	生産量	10.2	7.9	9.4	11.8	12.8
	作付面積	1.9	1.4	1.7	2.1	2.3
栃木県	生産量	3.3	3.6	4.3	6.1	7.3
	作付面積	0.6	0.7	0.8	1.1	1.4
埼玉県	生産量	3.1	3.7	4.7	4.7	4.3
	作付面積	0.6	0.7	0.9	0.9	0.9
秋田県	生産量	1.4	2.3	2.7	2.6	2.5
	作付面積	0.2	0.4	0.5	0.4	0.4
石川県	生産量	0.4	0.7	0.7	2.1	2.1
	作付面積	0.1	0.1	0.1	0.4	0.4
全国計	生産量	27.7	28.0	33.4	41.6	44.6
	作付面積	5.3	5.3	6.3	7.6	8.4

資料：平成30～令和 3 年産は新規需要米生産集出荷数量、令和 4 年産は新規需要米取組計画認定結果数量。（農林水産省）

表Ⅳ－2 米粉用米の需要量(需要者からの聞き取り)

(単位：千トン)

30年度	元年度	2年度	3年度	4年度見込
31	36	36	41	45

注1) 平成30年度については、新規需要米取組計画を認定した全需要者からの聞き取り。
注2) 元年度～4年度については、新規需要米取組計画を認定した主要な需要者からの聞き取りにより推計。

(参考) 米粉の業務用販売価格(令和3年度、税抜き)

米粉：120～390円/kg程度

【参考】小麦粉：110円/kg程度

3 米粉用米に対する支援

- ① 米粉用米については、その利用の拡大を図るために、平成21年に「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」が制定されました。
同法に基づく「生産製造連携事業計画」の認定を受け、「農山漁村活性化計画」の採択を受けた取組に対して、米粉用米の生産・加工に必要な施設整備等の支援を行っています。
- ② 米粉用米の生産者に対しては水田活用の直接支払交付金による支援を行っています。また、ノングルテン米粉やノングルテン米粉を使用した製品の表示、米粉の用途別基準を定めること等により、需要者ニーズに合った高品質な米粉の製造や輸出拡大の取組を支援しています。
- ③ 令和5年度は、米粉の利用拡大支援対策事業により、米粉の特徴を活かした新商品の開発、需要の拡大に対応するための製造能力の強化、米粉専用品種の生産拡大に向けた取組等を支援していくこととしています。

図Ⅳ 米粉用米に対する支援措置

米穀の新用途への利用の促進に関する法律

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針

- ・農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定める

生産製造連携事業計画

- ・関係者が連携して計画を作成。米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針に照らし適切な計画について、農林水産大臣が認定（計画期間は3～5年）



予算措置

【農山漁村振興交付金】

米粉・飼料用米の生産・加工に係る施設整備に対し交付金を交付
(補助率：定額1/2)

【水田活用の直接支払交付金】

水田を活用して米粉用米等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付（米粉用米：収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a）

※標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援。

【コメ新市場開拓等促進事業】

実需者との結び付きの下で、米粉用米（パン・めん用の専用品種）等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援
(米粉用米（パン・めん用の専用品種）9万円/10a)

【米粉の利用拡大支援対策事業】

- ・米粉を原料とする商品開発・製造等に必要な取組を支援
- ・国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等を支援
- ・米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設等を支援
- ・パン・めん用の米粉専用品種の増産に向け、必要な種子生産のための機械・施設の導入等を支援
(補助率：1/2等)

国産米粉の特徴を活かした商品開発



国産米粉の新たな供給体制の構築



【コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業】

戦略的輸出事業者と産地が連携して取り組む日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーションを支援
(補助率：定額、1/2)

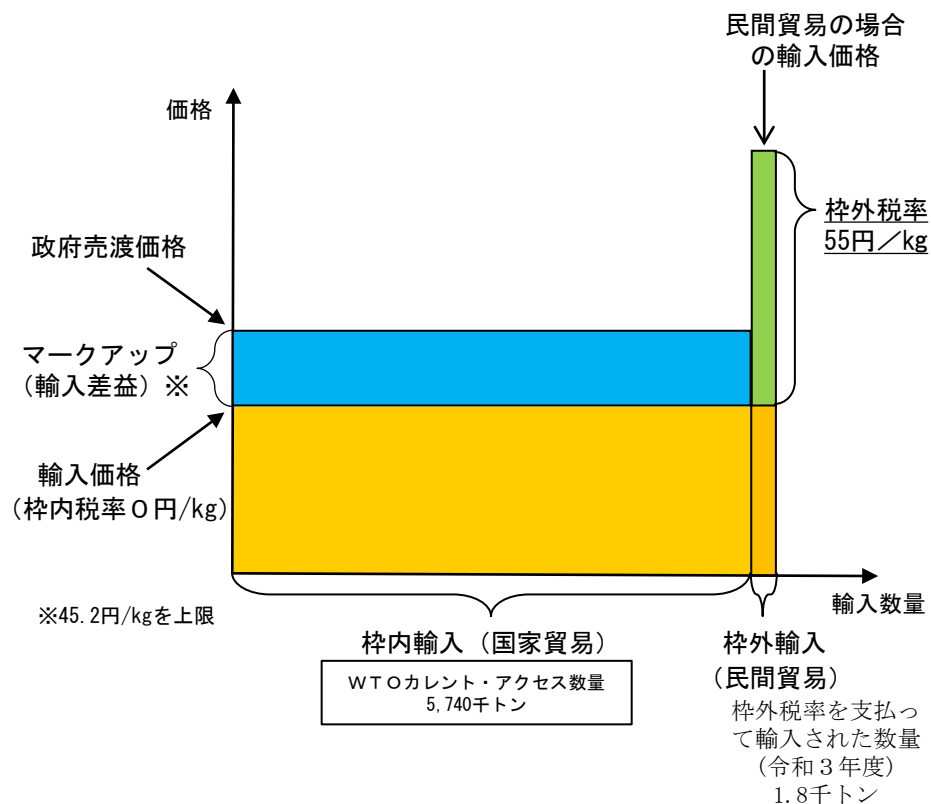
金融措置

【日本政策金融公庫による低利融資】（食安定供給施設整備資金）

米粉製造施設、米粉を原料とした食品の製造、加工施設等への融資

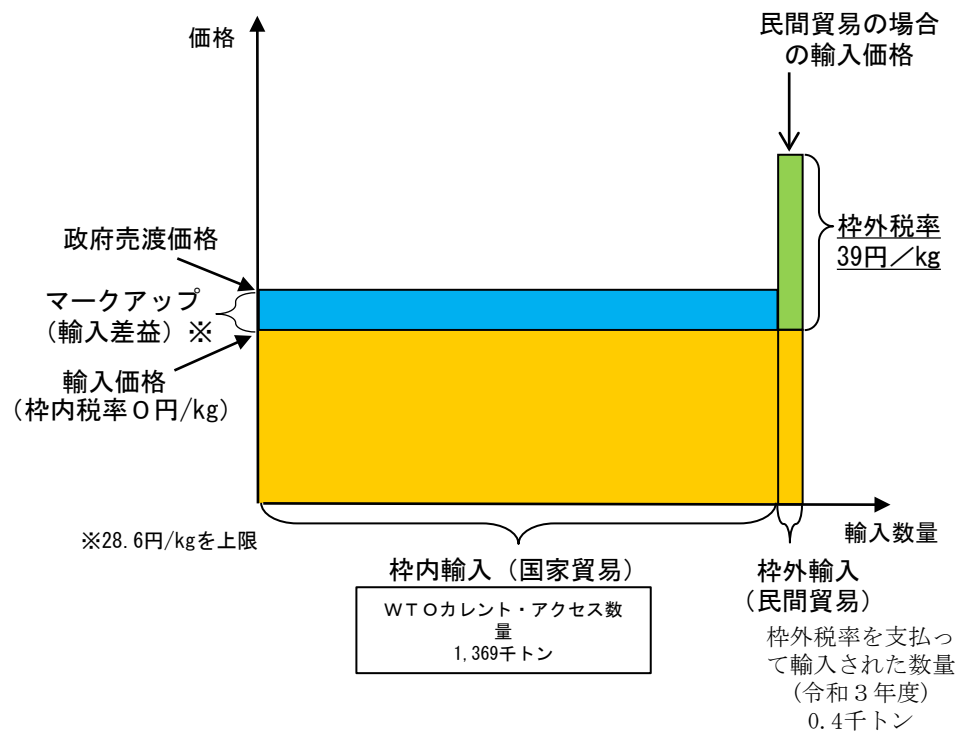
V 麦の国境措置

小 麦



既存のWTOカレント・アクセス数量に加え、CPTPP(カナダ枠、豪州枠)、日EUEPA(EU枠)、日米貿易協定(米国枠)を設定。

大 麦



既存のWTOカレント・アクセス数量に加え、CPTPP(CPTPP枠)、日EUEPA(EU枠)を設定。